

令和 7年度

設計書（公示用）

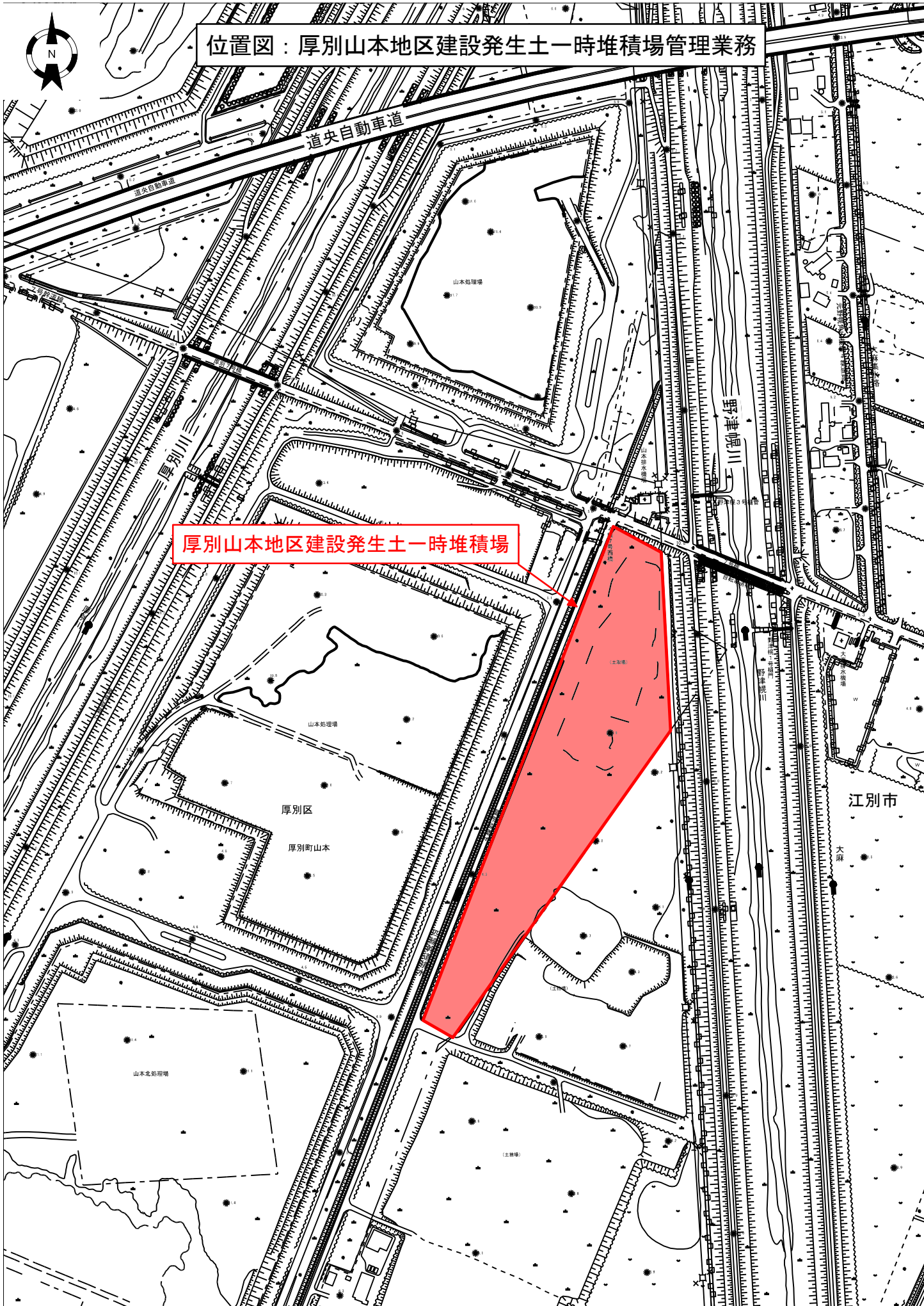
業務名： 厚別山本地区建設発生土一時堆積場管理業務

---

令和 7年 1月 単価適用

下水道河川局事業推進部管路保全課技術管理係

位置図：厚別山本地区建設発生土一時堆積場管理業務



( )	業務名	厚別山本地区建設発生土一時堆積場管理業務
-----	-----	----------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

# 業 務 説 明 書

本仕様書は、厚別山本地区建設発生土一時堆積場管理業務(以下「業務」という。)に適用する。

## 1. 業 務 概 要

下水道工事で発生する再利用に適した土砂を厚別山本地区建設発生土一時堆積場に敷き均す作業、各工事現場で必要とする土砂を搬出するためにダンプトラックに積込む作業、既に堆積されている土砂のふるい分け作業や土砂の品質を確認するための各種土質試験等を行う。

### (1) 管理工

敷均し土量 11,700m<sup>3</sup> 積込土量 8,170m<sup>3</sup> ふるい分け土量 11,700m<sup>3</sup>

各種建設発生土 一式 自然石運搬処理 一式

### (2) 土質調査 一式

## 2. 履 行 場 所 厚別区厚別町山本2452番地1

## 3. 履 行 期 間

令和7年4月1日から令和8年1月26日までとする。

なお、本業務は業務開始日を令和7年4月1日と設定し、工期の設定および積算を行っているが、実際の着手日が相前後しても設計変更の対象とはならない。

## 4. 図 面 一

## 5. 仕 様 書 業務仕様書、札幌市土木工事共通仕様書、下水道管きょ工事仕様書による。

## 6. 特記仕様書 無し

## 7. 実勢価格調査単価について

設計書に計上している下記実勢価格調査単価は、札幌市HPにて公開している。  
・バックホウ(クローラ型) [スケルトンバケット山積1.0m<sup>3</sup>(平積0.7m<sup>3</sup>) 賃料]

## 8. 週休2日工事について

本業務は週休2日工事の対象外である。

# 業 務 仕 様 書

本仕様書は、厚別山本地区建設発生土一時堆積場管理業務（以下「業務」という。）に適用する。

## 1. 業務概要

本業務は、厚別山本地区建設発生土一時堆積場において以下の作業を行うものである。

- ① 工事現場で発生する土砂を受け入れて敷き均す作業
- ② 土砂を工事現場へ搬出するためにダンプトラックに積み込む作業
- ③ 既に堆積している土砂のふるい分け作業
- ④ ふるい分けられた玉石等の搬出作業

この他、品質管理のために各種の土質試験を行う。

## 2. 開設期間

- (1) 開設期間は、令和7年4月16日から令和7年12月26日迄の255日間とする。なお、この期間の土曜日・日曜日・祝日及び休日・盆休(8月13日～8月15日)は当該業務を行わず、開設日数は170日間とする。
- (2) 業務時間は、午前9時から午後5時とする。

## 3. 土砂の受け入れ、敷均し、ふるい分けについて

- (1) 土砂を受入れて敷均し、ふるい分けする土量は11,700m<sup>3</sup>とする。（受入土量に増減があった場合は変更する。）
- (2) ふるい分け方法は、スケルトンバケット（柵目100×100）を使用してのふるい分けを標準とするが、これにより難しい場合は業務監督員と協議の上、同等以上の振るい分けが可能な方法とすること。
- (3) 土砂をダンプトラックに積込む土量は8,170m<sup>3</sup>とする。
- (4) 繁忙期（7月～11月）は、バックホウを積込用とふるい分け用で2台稼働することを想定している。

## 4. 副産物の処理について

- (1) 受託者は、業務履行において発生する廃棄物は法令を遵守し、適正に処理すること。
- (2) 土砂のふるい分け作業により仕分けられた自然石を小橋北豊(株)に搬出すること。搬出量は160tとする。
- (3) 土砂のふるい分け作業により仕分けられた低質土は、札幌石狩砂利\_新港中央への搬出を想定している。搬出作業を行う場合は事前に業務監督員に報告すること。搬出量は200m<sup>3</sup>とする。
- (4) その他、土砂のふるい分けにより産業廃棄物として処分が必要な副産物が発生した場合、速やかに監督員に報告すること。

## 6. 土砂等の管理について

- (1) 土砂の品質管理として1試料について、次の各種試験を行うこと。

なお、実施時期、実施箇所は業務監督員の指示に従うこと。

- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| ① コーン指数試験(JIS A 1228)       | 試料毎に1回行うこと |
| ② 土粒子の密度試験(JIS A 1202)      | 試料毎に1回行うこと |
| ③ 土の含水比試験(JIS A 1203)       | 試料毎に1回行うこと |
| ④ 土の粒度試験(JIS A 1204)        | 試料毎に1回行うこと |
| ⑤ 突固めによる土の締固め試験(JIS A 1210) | 試料毎に1回行うこと |

- (2) 地盤沈下の管理として、沈下板設置及びの沈下測定を行うこと。なお、実施時期、実施箇所は業務監督員の指示に従うこと。
  - ① 沈下測定3箇所 箇所毎に1回/月行うこと
- (3) 開設期間前及び、開設期間終了後に堆積量を把握し、業務監督員に報告すること。

## 7. 業務代理人

- (1) 本業務の履行にあたり、業務代理人を配置すること。ただし業務代理人は建設業法第26条が規定する主任技術者と同等の資格を有する者とする。
- (2) 業務代理人は、一時堆積場に常駐すること。但し、業務期間中の土曜日・日曜日・祝日及び休日・盆休(8月13日～8月15日)・年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

この規定に関わらず、現場代理人の堆積場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について現場における常駐を要しないこととすることができる。

## 8. 安全対策

- (1) 出入り口付近の交通安全対策として、土砂の受入れ及び搬出の作業を行う日については、必ず交通誘導員を配置すること。
- (2) 建設車両が一時堆積場内を安全に走行できるように、敷鉄板28枚を設置すること。敷鉄板は1,524mm×6,096mm×22mmを想定しているが、これにより難しい場合については監督員と協議すること。
- (3) 敷鉄板の設置は、令和7年4月16日から令和7年11月30日までの229日間とする。

## 9. 環境対策

- (1) 公道の路面管理として、ダンプトラックに付着する土砂を取り除く泥落装置（スパッツ）を設置すること。
- (2) 泥落装置の設置は、令和7年4月16日から令和7年11月30日までの229日間とする。
- (3) 泥落装置の仕様は、全輪型ドライ式とする。但し、これによりがたい場合は同等品以上とするが、業務監督員と協議すること。
- (4) 敷均し土の乾燥防止や搬入出路、出入り口付近の公道の防塵対策のため、必要に応じ散水車により散水を行なうこと。その日数は3日とする。
- (5) 一時堆積場の出入り口付近の路面清掃、泥落装置の清掃などを行う軽作業員を一週間に2日間配置させること。その日数は64日間とする。

## 10. 積雪時の除雪

- (1) 一時堆積場内において、積雪により業務が支障となる場合は、除雪を適時行なうこと。その除雪回数は5回とする。

## 11. 提出書類

### (1) 提出書類

#### 業務関係書類一覧

No.	名 称	部数	提出等頻度	提出時期	提出物
1	役 務 着 手 届	1	着手時 1 回	契約後 速やかに	様式2-02
2	業 務 代 理 人 指 定 通 知 書	1	着手時 1 回	契約後 速やかに	様式2-03
3	業 務 代 理 人 経 歴 書	1	着手時 1 回	契約後 速やかに	様式2-04
4	役 務 工 程 表	1	着手時 1 回	契約締結後 5日以内	様式2-06 様式2-07
5	業 務 実 施 計 画 書	1	着手後 1 回	着手後 速やかに	
6	委 託 業 務 月 報	1	月に 1 回	速やかに	札幌市土木設計 業務共通仕様書 様式1-1
7	稼 働 月 報	1	月に 1 回	速やかに	様式 1
8	完 了 届	1	8 月末及び 完了時	都度 速やかに	物品・役務契約 等事務様式基準 - 第 9 号様式
9	試 験 分 析 証 明 証	1	その都度	適宜	
10	業 務 記 録 写 真	1	月に 1 回	適宜	仕様書12-(11) による
11	事 故 報 告 書	1	その都度	適宜	
12	そ の 他 業 務 主 任 の 指 示 に よ る も の	1	必要に応じて	適宜	

(2) 本業務の履行にあたり、業務の手順、工程、体制、車両の誘導整理等の検討を十分行い、業務着手前に業務実施計画書を業務監督員に 1 部提出すること。

(3) 本業務の受託者は、土砂の搬入出する工事請負業者から次の書類を授受すること。  
なお、本業務の搬入出伝票は電子メールにより授受することを想定している。

- ① 土砂搬入連絡票（別紙 1）
- ② サンドライド搬出連絡票（別紙 2）
- ③ 確認票（別紙 3）

(4) 発注者はストックヤード運営事業者登録規程（国土交通省告示第157号 令和 5 年 3 月 3 日）に基づき、土砂搬入者へ土砂受領を通知する必要があるため、受注者は工事ごとに搬入数量を整理し、搬入が完了次第、すみやかに発注者へ報告すること。搬出数量についても同様に行うこと。

## 12. 業務を履行するにあたっての注意事項

- (1) 敷均しの際に土砂の中に玉石や不純物が紛れ込んでいた場合には、これらを取り除くこと。多量に含まれる残土が搬入された場合は監督員に速やかに報告すること。
- (2) 堆積場の上空を北電線が横断していることから、重機と、北電線との距離は4m以上を確保し、移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止対策について（基発第759号）に基づき必要な措置をとること。
- (3) ダンプトラックへの積込みに際しては、過積載とならないよう十分注意すること。
- (4) 砂埃、騒音、振動等を及ぼすことがないようダンプトラック、バックホウなどの建設車両の運転には細心の注意を払うこと。
- (5) 一時堆積場及び搬入出経路の地盤の状況を常に点検し、変化が確認された場合は業務監督員へ報告すること。

- (6) 周辺の地盤及び構造物について、盛土や運搬車両等の影響により変化がないか定期的に確認すること。さらに、その結果を業務監督員に報告すること。
- (7) 現地調査により境界（石標等）を確認し、業務監督員と現地立会を行なうこと。
- (8) 業務看板・進入標識の設置、門扉の施錠等については業務監督員と協議し、業務監督員の指示に従うこと。
- (9) 業務の履行上、必要となる各種届は受託者の責任において行うこと。
- (10) 車両系建設機械の安全作業について関係法令を遵守し細心の注意を払うこと。
- (11) 本業務における書類の提出及び提示は、「札幌市工事書類簡素化要領」（令和5年6月20日適用）に基づいて行うこととし、要領は以下の工事管理室ホームページからダウンロードすること。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku\\_kensa.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)

なお、業務記録写真についての管理基準は以下の通りとする。

- ・全景及び代表部分写真(着手前及び月1回)
  - ・作業記録写真(路面清掃、散水、除雪、沈下観測)(各月1回)
  - ・土質試験箇所状況写真
  - ・その他監督員が指示したもの
- (12) 受け入れ数量、積み込み数量、低質土搬出数量、自然石運搬数量が設計数量を上回る事が想定される場合、速やかに監督員と協議すること。
  - (13) その他、疑義が生じた場合は業務監督員と協議すること。

### 13. 支払い方法について

受託者は、8月末及び全ての役務完了後に「完了届」を提出し、履行検査により合格した場合、それぞれ契約金額の50%を請求をすることができる。なお、支払い金額の端数調整は最終支払時に行う。





# 役 務 着 手 届

令和 年 月 日

札幌市長 様

(住所)  
受託者  
(氏名)

下記役務は、令和 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1. 役務番号 第 号
2. 役 務 名

- ・ 提出部数 1部
- ・ 提出先 監督員(担当職員)
- ・ 提出期限 着手と同日

## 業務代理人指定通知書

令和 年 月 日

札幌市長 様

(住所)  
受託者  
(氏名)

役 務 番 号	役 務 名	
第 号		
上記役務に係る業務代理人を次のとおり定めたので、別紙技術者経歴書を添えて通知します。		
区 分	氏 名	備 考

- ・ 「区分」欄には、「業務代理人」と記載すること。  
(技術者の配置は、建設業法第26条及び第26条2に基づき適正に行うこと。)
- ・ 受託者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類(健康保険証の写し等)を添付すること。

業 務 代 理 人 経 歴 書				
現 住 所				
氏 名		生年月日	年 月 日	
最 終 学 歴	卒 業 年 月	学 校 名	専 攻 科 目	
	年 月			
職 歴	年 月	入社( 年 月退職)		
	年 月	入社		
技 術 資 格	年 月		取得No.	
	年 月		取得No.	
主 要 業 務 ( 工 事 ) 経 歴	業 務 ( 工 事 ) 名		受 託 ( 請 負 ) 金 額 ( 千 円 )	履 行 ( 工 事 ) 期 間
	直 前 1 年 分			年 月 年 月
				年 月 年 月
	直 前 2 年 分			年 月 年 月
			年 月 年 月	

- ・ 最終学歴は、小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校・各種学校等は記載しないこと。

# 役 務 工 程 表

年 月 日

札幌市長 様

(住所)  
受託者  
(氏名)

下記役務について、別紙日程をもって履行したいので、承認くださるようお願いします。

記

1. 役務番号 第 号

2. 役 務 名

3. 履行期間 着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

- ・ 提出部数 1部
- ・ 提出先 担当職員



## 土砂搬入連絡票

No.

※(工事現場⇒厚別山本建設発生土一時堆積場)

令和 年 月 日

厚別山本地区建設発生土一時堆積場へ、下記のとおり、土砂を搬入しますので連絡します。

記

1. 工事名 \_\_\_\_\_

2. 工事場所 \_\_\_\_\_

3. 搬入予定量 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup> [ 総台数 ( t車 台 )  
1 日 ( t車 台 ) ]

4. 搬入予定期間 \_\_\_\_\_ 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 日

5. 施工業者名

会社名: \_\_\_\_\_ TEL(会社) \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_

現場代理人名: \_\_\_\_\_ TEL(携帯) \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_

運搬業者名 (運転者名) \_\_\_\_\_

使用車両ナンバー  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6. 発注担当課及び担当者名

札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課 ○○○○係 担当者 ○○ ○○

## サンドライド 搬出連絡票

No.

※(厚別山本建設発生土一時堆積場⇒工事現場)

令和 年 月 日

厚別山本地区建設発生土一時堆積場から、下記のとおり、サンドライドを搬出しますので連絡します。

記

1. 工事名 \_\_\_\_\_

2. 工事場所 \_\_\_\_\_

3. 搬出予定量 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>

[	総台数 (	t車	台)
	1日 (	t車	台)

 ]

4. 搬出予定期間 \_\_\_\_\_ 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 日

5. 施工業者名

会社名: \_\_\_\_\_ TEL(会社) \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_現場代理人名: \_\_\_\_\_ TEL(携帯) \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_

運搬業者名 (運転者名) \_\_\_\_\_

使用車両ナンバー  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6. 発注担当課及び担当者名

札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課 ○○○○係 担当者 ○○ ○○



## 搬入用

令和 年 月 日 No.				令和 年 月 日 No.			
建設発生土搬入確認票（請負業者用）				建設発生土搬入確認票（管理業者用）			
発注課	_____			発注課	_____		
工事名	_____			工事名	_____		
請負業者	_____			請負業者	_____		
車両ナンバー	_____			車両ナンバー	_____		
車両積載量	_____ t			車両積載量	_____ t		

※ 点線で切り、片方を受入所の所定の場所に提出すること。

※ 搬入票は上記の大きさで、各工事毎に工事請負業者が用意して下さい。

## 搬出用

令和 年 月 日 No.				令和 年 月 日 No.			
サンドライド搬出確認票（請負業者用）				サンドライド搬出確認票（管理業者用）			
発注課	_____			発注課	_____		
工事名	_____			工事名	_____		
請負業者	_____			請負業者	_____		
車両ナンバー	_____			車両ナンバー	_____		
車両積載量	_____ t			車両積載量	_____ t		

※ 点線で切り、片方を受入所の所定の場所に提出すること。

※ 搬出票は上記の大きさで、各工事毎に工事請負業者が用意して下さい。